

○ 船橋市の地域活動支援センター運営費補助金の交付等に関する要綱

平成18年10月1日

船橋市の地域活動支援センター運営費補助金の交付等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域活動支援センターを設置する事業者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において地域活動支援センター運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域活動支援センター 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する地域活動支援センターであって、船橋市の地域活動支援センターの設備及び運営に関する要綱に規定する地域活動支援センターをいう。
- (2) 地域活動支援センターⅠ型 法に規定する地域活動支援センターであって、船橋市の地域活動支援センターの設備及び運営に関する要綱に規定する地域活動支援センターⅠ型をいう。
- (3) 地域活動支援センターⅡ型 法に規定する地域活動支援センターであって、船橋市の地域活動支援センターの設備及び運営に関する要綱に規定する地域活動支援センターⅡ型をいう。
- (4) 地域活動支援センターⅢ型 法に規定する地域活動支援センターであって、船橋市の地域活動支援センターの設備及び運営に関する要綱に規定する地域活動支援センターⅢ型をいう。
- (5) 障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において知的障害と判定された者、精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条第1項に規定する精神障害者（知的障害を有する者を除く。）であって、その症状が回復途上にあり、精神科病院等において通院により治療を受けているもの又は法第4条第

1 項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定める者による障害の程度が主務大臣が定める程度である者若しくは児童福祉法第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童（以下「難病患者等」という。）をいう。

（交付の要件）

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 市内に居住する障害者が通所していること。
- (2) 地域活動支援センターはおおむね週5日以上開所していること。
- (3) 市内に設置されている地域活動支援センターにあつては、市内に居住する障害者が通所していること。ただし、市内に設置されている地域活動支援センターⅠ型にあつては、市内に居住する障害者が15人以上通所していること。

（補助金の額等）

第4条 地域活動支援センターⅠ型に係る補助金の額（市外に設置されている場合にあつては事務事業費に限る。）は、事務事業費、建物の賃料、設備整備費について、それぞれ別表第1により算定した額を合算した額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 地域活動支援センターⅡ型に係る補助金の額（市外に設置されている場合にあつては事務事業費、送迎加算費及び入浴加算費に限る。）は、事務事業費、建物の賃料、送迎加算費、入浴加算費及び設備整備費について、それぞれ別表第2により算定した額を合算した額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 地域活動支援センターⅢ型に係る補助金の額（市外に設置されている場合にあつては事務事業費及び重度障害者加算費に限る。）は、事務事業費、重度障害者加算費、福祉専門職加算費、欠席時対応加算費、建物の賃料、設備整備費及び機能強化事業費について、それぞれ別表第3により算定した額を合算した額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4 前3項の規定にかかわらず、実際に要した費用の額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）が同項に規定する額に達しないときは、当該実際に要した費用の額をもって補助金の額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、船橋市の地域活動支援センター運営費補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付可否の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市の地域活動支援センター運営費補助金交付可否決定通知書(第2号様式)により、当該申請をした事業者に通知する。

(変更等の承認)

第7条 前条の規定による補助金を交付する旨の決定を受けた事業者(以下「交付決定者」という。)は、補助金に係る事業の変更、中止又は廃止の必要が生じたときは、船橋市の地域活動支援センター運営費補助金変更等申請書(第3号様式)により、市長の承認を受けなければならない。

(利用者名簿の提出)

第8条 交付決定者は、毎月の利用者名簿、施設の開所状況及びサービスの提供の記録に係る書類を翌月15日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、船橋市の地域活動支援センター運営費補助金実績報告書(第4号様式)に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、その旨を船橋市の地域活動支援センター運営費補助金確定通知書(第5号様式)により、交付決定者に通知する。

(交付の請求等)

第11条 市長は、交付決定者から請求があったときは、第6条の規定により通知した補助金の交付の決定額を概算払により3回に分割して交付する。ただし、市長がやむをえないと認める場合は、この限りでない。

2 前項の請求は、船橋市の地域活動支援センター運営費補助金交付請求書(第6号様式)により行わなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(補助金の額の特例)

2 改正後の第4条第3項又は第4項の規定にかかわらず、平成20年度において改正前の船橋市の地域活動支援センター運営費補助金の交付等に関する要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により補助金を交付する旨の決定を受けた者に対する平成21年度の補助金の額は、改正後の第4条第3項又は第4項の規定により算定された額が旧要綱第4条第3項又は第4項の規定により算定された額から100万を控除して得た額より少ないときは、当該控除して得た額をもって当該補助金の額とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(建物の賃料に係る補助に関する特例)

2 改正後の別表第3その3建物の賃料の項の規定にかかわらず、平成22年度における同項の規定の適用については、同項中「前年度の実利用人員数を乗じて得た額又は単価に定員を乗じて得た額のいずれか低い額」とあるのは、「実利用人員数を乗じて得た額若しくは単価に当該年度の定員を乗じて得た額のいずれか低い額又は当該年度の前年度（以下「前年度」という。）の実利用人員数を乗じて得た額若しくは単価に前年度の定員を乗じて得た額のいずれか低い額を比較していずれか高い額」とする。

附 則

この要綱は、平成24年3月29日から施行する。

この要綱は、平成25年5月1日から施行し、改正後の船橋市の地域活動支援センター運営費補助金の交付等に関する要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１

その１

経費の種別	単価	補助金額
事務事業費(地域活動支援センターⅠ型を運営するために必要な経費)	年額１５，４３０，０００円	１５，４３０，０００円

その２

経費の種別	単価	補助金額
建物の賃料	利用者１人につき年額 １８０，０００円	２，４００，０００円を上限として、単価に補助金の交付の申請をした日の属する年度の前年度の実利用人員数を乗じて得た額と定員を乗じて得た額を比較していずれか少ない方
設備整備費(当該年度に地域活動支援センターⅠ型を新設した場合に必要な備品等の購入費であって、通所による援護事業の用に供されていた施設からの移行でない場合)	利用者１人につき１０ ８，０００円	１，０００，０００円を上限として、単価に地域活動支援センターⅠ型を設置した日の契約者数(契約者数が１９を超えるときは、１９)を乗じて得た額

別表第２

その１

経費の種別	単価	補助金額
事務事業費(地域活動支援センターⅡ型を運営するために必要な経費)	市内に居住する利用者に対する所要時間４時間以上のサービス提供１回あたり４，０００円	単価に利用回数を乗じて得た額
	市内に居住する利用者に対する所要時間４時間未満のサービス提供１回あたり１，５００円	単価に利用回数を乗じて得た額

備考 利用者は、法に規定する生活介護及び自立訓練の支給決定を受けた障害者を除く。

その２

経費の種別	単価	補助金額
-------	----	------

建物の賃料	利用者1人につき年額 180,000円	2,400,000円を上限として、単価に補助金の交付の申請をした日の属する年度の前年度の実利用人員数を乗じて得た額と定員を乗じて得た額を比較していずれか少ない方
入浴加算費（入浴に係る経費）	市内に居住する利用者について1回につき400円	単価に利用回数を乗じて得た額
送迎加算費（送迎に係る経費）	市内に居住する利用者について片道540円	単価に利用回数を乗じて得た額
設備整備費（当該年度に地域活動支援センターⅡ型を新設した場合に必要な備品等の購入費であって、通所による援護事業の用に供されていた施設からの移行でない場合）	利用者1人につき108,000円	1,000,000円を上限として、単価に地域活動支援センターⅡ型を設置した日の契約者数（契約者数が19を超えるときは、19）を乗じて得た額又は単価に定員を乗じて得た額のいずれか低い額

備考 利用者は、法に規定する生活介護及び自立訓練の支給決定を受けた障害者を除く。

別表第3

その1

経費の種別	単価	補助基礎額	補助金額
事務事業費（地域活動支援センターⅢ型を運営するために必要な経費）	実利用人員数が5人のとき年額 4,300,000円	4,300,000円	補助基礎額に市内に居住する利用者の年間延利用人数を乗じて得た額を全利用者の年間延利用人数で除して得た額
	実利用人員数が5人を超え10人までのとき0.1人超えるごとに0.1人につき年額54,000円	4,300,000円に、左記の単価に補助金の交付の申請をした日の属する年度の実利用人員数から5を減じた人数（人数が5を超えるときは、5）を乗じて得た額を加えた額	

	実利用人員数が10人を超えるときは0.1人超えるごとに0.1人につき年額27,000円	7,000,000円に、左記の単価に補助金の交付の申請をした日の属する年度の実利用人員数から10を減じた人数（人数が9を超えるときは、9）を乗じて得た額を加えた額	
--	---	---	--

備考 実利用人員数とは、地域活動支援センターⅢ型の利用者の年間延利用人数を年間開所日数で除して得た数（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入した数）をいう。

実利用人員数が5人未満の場合は、0.1人減少するごとに54,000円減じる。

その2

経費の種別	単価	補助金額
重度障害者加算費	市内に居住する重度障害者1人につき月額10,000円	単価に毎月の市内に居住する補助対象重度障害者数を乗じて得た額
福祉専門職員配置加算費	福祉専門職員1人につき年額250,000円	単価に補助金の交付の申請をした日の属する年度において地域活動支援センターⅢ型に配置されていた常勤の福祉専門職員の人数（人数が2を超えるときは、2）を乗じて得た額
欠席時対応加算費	市内に居住する心身障害者及び精神障害者1人につき1回1,000円	単価に毎月の市内に居住する補助対象欠席時対応者数（回数が4を超えるときは、4）を乗じて得た額

1 重度障害者 次に掲げるものをいう。

ア 身体障害者福祉法第15号第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表（以下「障害程度等級表」という。）に定める2級以上の障害を有するもの

イ 千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年千葉県要綱）第8条第2項の規定により療育手帳の交付を受けている者で、最重度又は重度の障害を有するもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年厚生省令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

エ 難病患者等であって、障害程度等級表に定める２級以上の障害を有するもの又はこれらに準ずるものに該当するものとして市長が別に定めるもの

２ 福祉専門職員とは、次に掲げる者をいう。

ア 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第２条第１項に規定する社会福祉士及び同条第２項に規定する介護福祉士

イ 精神保健福祉士法（平成９年法律第１３１号）第２条に規定する精神保健福祉士

３ 福祉専門職員を年度の中途において新たに配置し、又は配置をやめた場合における福祉専門職員配置加算費の補助金額は、単価に福祉専門職員を配置している月数（配置し、又は配置をやめた日が月の中途である場合は、１月とみなす。）を乗じて得た額を１２で除して得た額とする。

４ 欠席時対応加算費とは、地域活動支援センターⅢ型を利用している者が、利用を予定していた日に急病等によりその利用を中止した場合において、入所者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該入所者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に加算されるものをいう。

その３

経費の種別	単価	補助金額
建物の賃料	利用者１人につき年額 １８０，０００円	２，４００，０００円を上限として、単価に補助金の交付の申請をした日の属する年度の前年度の実利用人員数を乗じて得た額と定員を乗じて得た額を比較していずれか少ない方
設備整備費（当該年度に地域活動支援センターⅢ型を新設した場合の必要な備品等の購入費であって、通所による援護事業の用に供されていた施設からの移行でない場合）	利用者１人につき １０８，０００円	１，０００，０００円を上限として、単価に地域活動支援センターⅢ型を設置した日の契約者数（契約者数が１９を超えるときは、１９）を乗じて得た額又は単価に定員を乗じて得た額のいずれか低い額

その４

経費の種別	単価	補助金額
機能強化事業費	年額１，５００，０００円	１，５００，０００円

第1号様式

船橋市の地域活動支援センター運営費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

申請者 名称

代表者氏名

船橋市の地域活動支援センター運営費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業所名

2 申請額

円

第2号様式

船橋市の地域活動支援センター運営費補助金交付可否決定通知書

号

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで申請のあった地域活動支援センター運営費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 事業所名

2 交付決定額 円

3 交付条件

(1) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。

(2) 補助事業等中止し、又は廃止するときは、市長の承認を得ること。

4 交付しません。

理由

第3号様式

船橋市の地域活動支援センター運営費補助金変更等申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

申請者 名称

代表者氏名

年 月 日付けで交付決定のあった地域活動支援センター事業について（計画変更・中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業所名
- 2 計画変更、中止又は廃止年月日
- 3 補助事業の内容（計画変更の場合）

変更前

変更後

第4号様式

船橋市の地域活動支援センター運営費補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所 在 地

申請者 名 称

代表者氏名

年 月 日付けで交付決定のあった地域活動支援センター運営費補助金に係る事業実績について、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業所名
- 2 事業実績報告書
- 3 地域活動支援センター運営費補助金収支精算書
- 4 収支決算書
- 5 その他

第5号様式

船橋市の地域活動支援センター運営費補助金確定通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで実績報告のあった地域活動支援センター運営費補助金について、交付額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1 事業所名

2 交付確定額

円

第6号様式

船橋市の地域活動支援センター運営費補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

所 在 地

申請者 名 称

代表者氏名

船橋市の地域活動支援センター運営費補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 事業所名 | |
| 2 | 交付決定額 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 円 |
| 4 | 既交付額 | 円 |
| 5 | 今回請求額 | 円 |